

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	<専>京都伝統工芸大学校
設置者名	学校法人二本松学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
工業専門	伝統工芸学科 (4年制)	夜・通信	450	320	
	伝統工芸学科 (3年制)	夜・通信	450	240	
	伝統工芸学科 (2年制)	夜・通信	450	160	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://www.task.ac.jp/img/study_support/shien_05_ichiran.pdf">https://www.task.ac.jp/img/study_support/shien_05_ichiran.pdf</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	<専>京都伝統工芸大学校
設置者名	学校法人二本松学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

[https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/35\\_soshiki.pdf](https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/35_soshiki.pdf)  
「令和6年度組織図」

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	前二本松学院 キャリアサポートセンター長	2023年6月1日 ～2026年11月13日	学院全体の業務及び財務全般
非常勤	前宮津市長	2022年11月14日 ～2026年11月13日	学院全体の業務及び財務全般
非常勤	前放送大学京都学習センター所長	2022年11月14日 ～2026年11月13日	学院全体の業務及び財務全般
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	〈専〉京都伝統工芸大学校
設置者名	学校法人二本松学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p>	
<p>授業計画書は、担当講師が原案を作成し、これをもとに教務委員会で授業内容、到達目標について本校の教育目的に照らし妥当なものであるか審議している。また、受講生に対して授業アンケートを実施し学生の満足度を把握している。さらに、授業内容を職業につながる実践的なものとするため、定期的に教育課程編成委員会を開催し、第三者を交えて見直している。</p> <p>授業アンケートの結果、教育課程編成委員会の議事は事務局に集約され、教務委員会へと引き継いでいる。教務委員会はこれらの結果を踏まえて授業計画の策定に関与している。</p> <p>授業計画は学生生活の手引などと合わせて製本し「教育計画」として学生に配布している。「教育計画」は事務局窓口での閲覧、授業計画はHP上閲覧可能である。</p> <p>以下の規定を整備した。</p> <p>京都伝統工芸大学校教務委員会規程（232-04T）          京都伝統工芸大学校生徒による授業評価実施要項（142-03T）          京都伝統工芸大学校教育課程編成委員会規程（151-06T）</p>	
授業計画書の公表方法	<a href="https://www.task.ac.jp/img/study_support/shien_06_keikaku.pdf">https://www.task.ac.jp/img/study_support/shien_06_keikaku.pdf</a>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本校では講義系科目では授業ごとに出欠確認を兼ねた小レポート、学期末には課題レポートの提出を求めている。演習・実習系科目では授業ごとの出欠確認、学期末には課題レポートや創作物の提出を求めている。担当教員は、出席・授業小レポート40%、課題レポート・創作物の提出40%、授業態度20%の割合で評価する。出席回数が授業回数の3分の2に満たない者には受験資格を認めていない。これらの成績評価方法の概要は、授業計画に記載している。さらに詳細について単位認定に係る成績評価に関する規程を策定し成績評価の客観性を高めるよう改善した。成績評価が確定すると、速やかに学生、保護者それぞれに通知している。そして疑義がある学生に対しては異議申立を認めている。異議申立に対しては主要教員からなる教員会議において協議し、担当教員による学習成果の評価が適切であるか審議している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

GPA規程、実施要項を策定し、GPA制度を採用した。これまでも優・良・可・不可の評価を付し成績評価を行っていたが、これに評点(GPグレードポイント)を付与し平均値を算出する。評点を付与するのは卒業要件に参入する科目である。本校では学期ごとに算出する学期GPAと、学期GPAを累積した通算GPAを算出する。学期GPAは当該学期の履修登録科目の評点に修得単位数を乗じて得られた数値を当該学期の総履修単位数で除して算出する。通算GPAは、全学期の履修科目の評点に当該科目の単位数を乗じて得られた数値を全学期の履修科目の総単位数で除して算出する。詳細についてはGPAに関する規程並びに実施要項に定めている。

GPAは各学期の成績通知において記載し、学生、保護者に通知する。

GPA制度の採用により2・3・4年制の在籍者ごと成績分布状況を把握することが可能となった。この成績分布状況は学内の学生向け掲示板に掲示する。

以下の規程を整備した。

京都伝統工芸大学GPA規程(362-09T)

京都伝統工芸大学GPA制度に関する実施要項(362-10T)

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

[https://www.task.ac.jp/img/study\\_support/shien\\_02\\_tgpa\\_kitei.pdf](https://www.task.ac.jp/img/study_support/shien_02_tgpa_kitei.pdf)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

京都伝統工芸大学校では、以下①～③の素養のある者に卒業を認定している。

- ①専攻する伝統工芸の技法を理解し、身に付けている
- ②伝統工芸を通して多様な人々と交流できるコミュニケーション能力、困難な課題にもあきらめずに取り組む忍耐力がある
- ③伝統工芸の価値を理解し、これを承継・発展させる意欲がある

卒業認定にあたっては、校長が教員会議を招集する。同会議において、上記①～③の素養があることを前提として、学則に定める卒業、修了要件を充たしているか判定している。学則上の卒業・修了要件は次のとおり。( )は単位。

4年制			
1学年	2学年	3学年	4学年
900 (32)	960 (36)	855 (28)	900 (29)
卒業に必要な総授業時数		3,615 (125)	
4年制 (クリエイターコース)			
1学年	2学年	3学年	4学年
900 (32)	1020 (37)	930 (30)	840 (27)
卒業に必要な総授業時数		3,690 (126)	
3年制			
1学年	2学年	3学年	
900 (32)	960 (36)	900 (29)	
卒業に必要な総授業時数		2,760 (97)	
2年制			
1学年	2学年		
900 (32)	960 (36)		
卒業に必要な総授業時数		1,860 (68)	

以下の規程を整備した。

京都伝統工芸大学校教員会議規程 (232-05T)

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

[https://www.task.ac.jp/about/study\\_support/](https://www.task.ac.jp/about/study_support/)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	<専>京都伝統工芸大学校
設置者名	学校法人二本松学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf</a>
財産目録	<a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf</a>
事業報告書	<a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf</a>
監事による監査報告（書）	<a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r5_financial01.pdf</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門	伝統工芸学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	3,615 単位時間	1290 単位時間	1800 単位時間	2505 単位時間	5,595 単位時間	
クリエイターコース							
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	3,690 単位時間	1350 単位時間	1950 単位時間	2310 単位時間	5,610 単位時間	
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
280人	286人	18人	15人	88人	103人		

<p>カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）</p>
<p>（概要）          授業計画書は、担当講師が原案を作成し、これをもとに教務委員会で授業内容、到達目標について本校の教育目的に照らし妥当なものであるか審議している。また、受講生に対して授業アンケートを実施し学生の満足度を把握している。さらに、授業内容を職業につながる実践的なものとするため、定期的に教育課程編成委員会を開催し、第三者を交えて見直している。          授業アンケートの結果、教育課程編成委員会の議事は事務局に集約され、教務委員会へと引き継いでいる。教務委員会はこれらの結果を踏まえて授業計画の策定に関与している。授業計画書は12月中旬から3月にかけて作成し、4月の授業開始までに公表する。授業計画書は学生生活の手引などと合わせて製本し、「教育計画」として学生に配布する。「教育計画」は事務局窓口での閲覧、授業計画書はHP上閲覧可能である。</p> <p>以下の規程を整備した。          京都伝統工芸大学校教務委員会規程（232-04T）          京都伝統工芸大学校生徒による授業評価実施要項（142-03T）          京都伝統工芸大学校教育課程編成委員会規程（151-06T）</p>
<p>成績評価の基準・方法</p>
<p>（概要）          本校では講義系科目では授業ごとに出席確認を兼ねた小レポート、学期末には課題レポートの提出を求めている。演習・実習系科目では授業ごとの出席確認、学期末には課題レポートや創作物の提出を求めている。担当教員は、出席・授業小レポート40%、課題レポート・創作物の提出40%、授業態度20%の割合で評価する。出席回数が授業回数3分の2に満たない者には受験資格を認めていない。これらの成績評価方法の概要は、授業計画に記載している。さらに詳細について単位認定に係る成績評価に関する規程を策定し成績評価の客観性を高めるよう改善した。          成績評価が確定すると、速やかに学生、保護者それぞれに通知し、疑義がある学生に対しては、異議申立を認めている。異議申立に対しては主要教員からなる教員会議にて協議し、担当教員による学習成果の評価が適切であるか審議している。</p> <p>以下の規程を整備した。          京都伝統工芸大学校単位認定に係る成績評価に関する規程（362-08T）          京都伝統工芸大学校GPA規程（362-09T）          京都伝統工芸大学校GPA制度に関する実施要項（362-10T）          京都伝統工芸大学校試験規程（362-05T）</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>（概要）          京都伝統工芸大学校では、以下①～③の素養のある者に卒業を認定している。          ①専攻する伝統工芸の技法を理解し、身に付けている          ②伝統工芸を通して多様な人々と交流できるコミュニケーション能力、困難な課題にもあきらめずに取り組む忍耐力がある          ③伝統工芸の価値を理解し、これを承継・発展させる意欲がある</p> <p>卒業認定にあたっては、校長が教員会議を招集する。同会議において、上記①～③の素養があることを前提として、学則に定める卒業、修了要件を充たしているか判定している。学則上の卒業・修了要件は次のとおり。（ ）は単位。</p>

4年制			
1学年	2学年	3学年	4学年
900 (32)	960 (36)	855 (28)	900 (29)
卒業に必要な総授業時数		3,615 (125)	

4年制 (クリエイターコース)			
1学年	2学年	3学年	4学年
900 (32)	1020 (37)	930 (30)	840 (27)
卒業に必要な総授業時数		3,690 (126)	

以下の規程を整備した。  
京都伝統工芸大学校教員会議規程 (232-05T)

学修支援等

(概要)

日本学生支援機構奨学金制度、京都伝統工芸大学校奨学金制度を利用し、経済的な支援を行っている。

遠隔地からでも入学できるよう学生寮を整備している。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
77人 (100%)	4人 (5.2%)	57人 (74%)	16人 (20.8%)

(主な就職、業界等)

伝統的工芸品の製造・販売会社、文化財修復、福祉・教育施設。工芸作家として活動する者も一定数いる。

(就職指導内容)

就職ガイダンス、個別面談、インターンシップを実施している。

(主な学修成果 (資格・検定等))

日本クラフト展、イタリアアルティジャナルテ展、伝統工芸日本金工展などで受賞

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
314人	21人	6.7%

(中途退学の主な理由)

疾病もしくは経済的な理由による。

(中退防止・中退者支援のための取組)

専門カウンセラー (臨床心理士) による学生相談室を設置している。心身の健康相談ができる医務室を設置し、看護師を常駐させている。



①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門	伝統工芸学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,760 単位時間	1260 単位時間	1260 単位時間	1770 単位時間		
			4,290 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90人		37人	1人	15人	88人	103人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)	
<p>(概要)</p> <p>授業計画書は、担当講師が原案を作成し、これをもとに教務委員会で授業内容、到達目標について本校の教育目的に照らし妥当なものであるか審議している。また、受講生に対して授業アンケートを実施し学生の満足度を把握している。さらに、授業内容を職業につながる実践的なものとするため、定期的に教育課程編成委員会を開催し、第三者を交えて見直している。</p> <p>授業アンケートの結果、教育課程編成委員会の議事は事務局に集約され、教務委員会へと引き継いでいる。教務委員会はこれらの結果を踏まえて授業計画の策定に関与している。授業計画書は12月中旬から3月にかけて作成し、4月の授業開始までに公表する。授業計画書は学生生活の手引などと合わせて製本し、「教育計画」として学生に配布する。「教育計画」は事務局窓口での閲覧、授業計画書はHP上閲覧可能である。</p> <p>以下の規程を整備した。            京都伝統工芸大学校教務委員会規程 (232-04T)            京都伝統工芸大学校生徒による授業評価実施要項 (142-03T)            京都伝統工芸大学校教育課程編成委員会規程 (151-06T)</p>	
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>本校では講義系科目では授業ごとに出席確認を兼ねた小レポート、学期末には課題レポートの提出を求めている。演習・実習系科目では授業ごとの出席確認、学期末には課題レポートや創作物の提出を求めている。担当教員は、出席・授業小レポート40%、課題レポート・創作物の提出40%、授業態度20%の割合で評価する。出席回数が授業回数の3分の2に満たない者には受験資格を認めていない。これらの成績評価方法の概要は、授業計画に記載している。さらに詳細について単位認定に係る成績評価に関する規程を策定し成績評価の客観性を高めるよう改善した。</p> <p>成績評価が確定すると、速やかに学生、保護者それぞれに通知し、疑義がある学生に対しては、異議申立を認めている。異議申立に対しては主要教員からなる教員会議にて協議し、担当教員による学習成果の評価が適切であるか審議している。</p> <p>以下の規程を整備した。            京都伝統工芸大学校単位認定に係る成績評価に関する規程 (362-08T)            京都伝統工芸大学校GPA規程 (362-09T)            京都伝統工芸大学校GPA制度に関する実施要項 (362-10T)            京都伝統工芸大学校試験規程 (362-05T)</p>	
<p>卒業・進級の認定基準</p>	

<p>(概要)</p> <p>京都伝統工芸大学校では、以下①～③の素養のある者に卒業を認定している。</p> <p>①専攻する伝統工芸の技法を理解し、身に付けている</p> <p>②伝統工芸を通して多様な人々と交流できるコミュニケーション能力、困難な課題にもあきらめずに取り組む忍耐力がある</p> <p>③伝統工芸の価値を理解し、これを承継・発展させる意欲がある</p> <p>卒業認定にあたっては、校長が教員会議を招集する。同会議において、上記①～③の素養があることを前提として、学則に定める卒業、修了要件を充たしているか判定している。学則上の卒業・修了要件は次のとおり。( )は単位。</p>		
3年制		
1 学年	2 学年	3 学年
9 0 0 ( 3 2 )	9 6 0 ( 3 6 )	9 0 0 ( 2 9 )
卒業に必要な総授業時数		2, 7 6 0 ( 9 7 )
<p>以下の規程を整備した。</p> <p>京都伝統工芸大学校教員会議規程 ( 2 3 2 - 0 5 T )</p>		
学修支援等		
<p>(概要)</p> <p>日本学生支援機構奨学金制度、京都伝統工芸大学校奨学金制度を利用し、経済的な支援を行っている。</p> <p>遠隔地からでも入学できるよう学生寮を整備している。</p>		

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
19 人 (100%)	5 人 ( 26.3%)	10 人 ( 52.6%)	4 人 ( 21.1%)
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>伝統的工芸品の製造・販売会社、文化財修復、福祉・教育施設。工芸作家として活動する者も一定数いる。</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>就職ガイダンス、個別面談、インターンシップを実施している。</p>			
<p>(主な学修成果 (資格・検定等))</p> <p>日本クラフト展、イタリアアルティジャーナル展、伝統工芸日本金工展などで受賞。</p>			
<p>(備考) (任意記載事項)</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
50人	8人	16%
(中途退学の主な理由) 疾病や経済的な理由のほか、進路変更・転学など。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 専門カウンセラー（臨床心理士）による学生相談室を設置している。心身の健康相談ができる医務室を設置し、看護師を常駐させている。		

### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門	伝統工芸学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,860 単位時間	750 単位時間	840 単位時間	990 単位時間		
		2,580 単位時間					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
70人		70人	24人	15人	88人	103人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>授業計画書は、担当講師が原案を作成し、これをもとに教務委員会で授業内容、到達目標について本校の教育目的に照らし妥当なものであるか審議している。また、受講生に対して授業アンケートを実施し学生の満足度を把握している。さらに、授業内容を職業につながる実践的なものとするため、定期的に教育課程編成委員会を開催し、第三者を交えて見直している。</p> <p>授業アンケートの結果、教育課程編成委員会の議事は事務局に集約され、教務委員会へと引き継いでいる。教務委員会はこれらの結果を踏まえて授業計画の策定に関与している。授業計画書は12月中旬から3月にかけて作成し、4月の授業開始までに公表する。授業計画書は学生生活の手引などと合わせて製本し、「教育計画」として学生に配布する。「教育計画」は事務局窓口での閲覧、授業計画書はHP上閲覧可能である。</p> <p>以下の規程を整備した。</p> <p>京都伝統工芸大学校教務委員会規程（232-04T）  京都伝統工芸大学校生徒による授業評価実施要項（142-03T）  京都伝統工芸大学校教育課程編成委員会規程（151-06T）</p>

## 成績評価の基準・方法

### (概要)

本校では講義系科目では授業ごとに出席確認を兼ねた小レポート、学期末には課題レポートの提出を求めている。演習・実習系科目では授業ごとの出席確認、学期末には課題レポートや創作物の提出を求めている。担当教員は、出席・授業小レポート40%、課題レポート・創作物の提出40%、授業態度20%の割合で評価する。出席回数が授業回数の3分の2に満たない者には受験資格を認めていない。これらの成績評価方法の概要は、授業計画に記載している。さらに詳細について単位認定に係る成績評価に関する規程を策定し成績評価の客観性を高めるよう改善した。

成績評価が確定すると、速やかに学生、保護者それぞれに通知し、疑義がある学生に対しては、異議申立を認めている。異議申立に対しては主要教員からなる教員会議にて協議し、担当教員による学習成果の評価が適切であるか審議している。

以下の規程を整備した。

京都伝統工芸大学校単位認定に係る成績評価に関する規程（362-08T）

京都伝統工芸大学校GPA規程（362-09T）

京都伝統工芸大学校GPA制度に関する実施要項（362-10T）

京都伝統工芸大学校試験規程（362-05T）

## 卒業・進級の認定基準

### (概要)

- 京都伝統工芸大学校では、以下①～③の素養のある者に卒業を認定している。 ①専攻する伝統工芸の技法を理解し、身に付けている
- ②伝統工芸を通して多様な人々と交流できるコミュニケーション能力、困難な課題にもあきらめずに取り組む忍耐力がある
- ③伝統工芸の価値を理解し、これを承継・発展させる意欲がある

卒業認定にあたっては、校長が教員会議を招集する。同会議において、上記①～③の素養があることを前提として、学則に定める卒業、修了要件を充たしているか判定している。学則上の卒業・修了要件は次のとおり。（ ）は単位。

2年制	
1学年	2学年
900 (32)	960 (36)
卒業に必要な総授業時数	1,860 (68)

以下の規程を整備した。

京都伝統工芸大学校教員会議規程（232-05T）

## 学修支援等

### (概要)

日本学生支援機構奨学金制度、京都伝統工芸大学校奨学金制度を利用し、経済的な支援を行っている。

遠隔地からでも入学できるよう学生寮を整備している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
19人 (100%)	7人 ( 36.8%)	7人 ( 36.8%)	5人 ( 26.4%)
（主な就職、業界等） 伝統的工芸品の製造・販売会社、文化財修復、福祉・教育施設。工芸作家として活動する者も一定数いる。			
（就職指導内容） 就職ガイダンス、個別面談、インターンシップを実施している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 日本クラフト展、イタリアアルティジャーナル展、伝統工芸日本金工展などで受賞			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
49人	2人	4.1%
（中途退学の主な理由） 疾病もしくは経済的な理由による。		
（中退防止・中退者支援のための取組） 専門カウンセラー（臨床心理士）による学生相談室を設置している。心身の健康相談ができる医務室を設置し、看護師を常駐させている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
伝統工芸学科 (2年制課程)	100,000 円	1,180,000 円	48,000 円	学生自治会費 3,000 円 交友会費 35,000 円 学生諸費 10,000 円
伝統工芸学科 (3年制課程)	100,000 円	1,180,000 円	48,000 円	学生自治会費 3,000 円 交友会費 35,000 円 学生諸費 10,000 円
伝統工芸学科 (4年制課程)	100,000 円	1,180,000 円	48,000 円	学生自治会費 3,000 円 交友会費 35,000 円 学生諸費 10,000 円
伝統工芸学科 (4年制課程クリエーター コース)	100,000 円	1,180,000 円	48,000 円	学生自治会費 3,000 円 交友会費 35,000 円 学生諸費 10,000 円
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r4_self01.pdf">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r4_self01.pdf</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校が定期的に行う自己評価 (学校教育法施行規則第189条準用の同規則第66条に定める「自己評価」) の結果を踏まえて、適切な学校運営に資するよう公正に評価することを基本とする。具体的には①自己評価の適切性 ②自己評価結果を踏まえた改善方策の適切性、③学校の重点目標・評価項目等の適切性、④学校運営改善に向けた取組の適切性について審議し、学校運営が改善されるよう提言する。詳細は〈専〉京都伝統工芸大学学校関係者評価委員会規程 (151-05T) に基づいて行う。</p> <p>評価委員会委員は、京都伝統工芸大学卒業生、同保護者、伝統工芸産業団体の役職員、地方公共団体等の役職員等をメンバーとする。</p> <p>学校関係者評価委員会での議事は大学校事務局が取りまとめる。翌年度の教員会議、教務委員会を審議対象とし、翌々年度からの教育課程に反映する。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
京都府南丹教育局長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	地方公共団体役職員
放送大学 京都学習センター所長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	地方公共団体役職員
生田グローバル株式会社 顧問	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職員
京都漆器工芸協同組合	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	業界団体役職員

京都伝統工芸大学校 保護者	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
京都伝統工芸大学校 卒業生	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
京都伝統工芸大学校 卒業生	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/img/nihonmatsu/r4_task_proceed01.pdf		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/#section_jyouhou">https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/#section_jyouhou</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H126310000461
学校名 (〇〇大学 等)	<専>京都伝統工芸大学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 二本松学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		39人	37人	40人
内 訳	第Ⅰ区分	24人	24人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
	第Ⅳ区分	-	-	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				40人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数



	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	-	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	-	0人	0人
計	-	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。